上司の推薦条件は?

70歳までの継続雇用

問

パート・アルバイト等から正社員登用する際の基準を「上司の推薦がある者に限る」としています。改正高年法への対応で、高年者を 65 歳以上も雇用する際の基準も同じく推薦を条件にしても良いでしょうか。

「客観的基準も明らかにする

答

パート・有期雇用労働者を通常の労働者へ登用するための制度として、たとえば勤続年数やその職務に必要な資格等があり得ますが、対象者がほとんど存在しないようなものは、法13条の措置として認められないことがあります(平31.1.30雇均発0130第1号)。次に、65歳から70歳までの就業機会確保は努力義務であり、措置の対象となる高年齢者の基準を定めることは可能です(令2.10.30厚労省告示351号)。対象者の基準を定める際は、過半数労働組合等の同意を得ることが望ましいとしています。なお、60歳から65歳までの対象者基準の仕組みに関して、就業規則の変更で対応が可能でした。厚労省は、労使で十分に協議しても、上司の推薦がある者に限る「のみ」を条件にすることは基準がないに等しく、法改正の趣旨に反するおそれがあるとしています(高年齢資雇用安定法Q&A)。その他、能力等を具体的、客観的に測ることのできる基準も明らかにしてくということでしょう。